

平成25年第3回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 山 忠 長 副 市 長 須 田 正 彦
教 育 長 渡 辺 徹 総 務 部 長 齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長 齋 藤 洋 産 業 建 設 部 長 佐 藤 正
教 育 次 長 武 藤 一 男 ガ ス 水 道 局 長 佐 藤 俊 文
消 防 長 伊 東 善 輝 会 計 管 理 者 須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長 齋 藤 隆 企 画 情 報 課 長 齊 藤 義 行
財 政 課 長 佐 藤 正 春 税 務 課 長 洪 谷 憲 夫
生 活 環 境 課 長 小 松 幸 一 子 育 て 長 寿 支 援 課 長 佐 藤 リ サ 子
農 林 水 産 課 長 佐 藤 克 之 雇 用 対 策 監 兼 商 工 課 長 佐 々 木 敏 春
観 光 課 長 佐 藤 均 建 設 課 長 佐 藤 信 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 浅 利 均 文 化 財 保 護 課 長 大 坂 幸 雄
監 査 委 員 佐 藤 正 行

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成25年9月6日（金曜日）午前10時01分開議

- 第1 報告第8号 専決処分の報告について（専決第11号）
- 第2 報告第9号 専決処分の報告について（専決第12号）
- 第3 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第4 議案第74号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第75号 市有財産の無償譲渡について
- 第6 議案第76号 市道路線の認定について
- 第7 議案第77号 平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第78号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第79号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第80号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第81号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第82号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第83号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第84号 平成24年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第15 議案第85号 平成24年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第16 議案第86号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第17 議案第87号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第18 議案第88号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第19 議案第89号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第90号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第91号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第92号 平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第93号 平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 一般会計決算特別委員会の設置
- 第25 一般会計予算特別委員会の設置
- 第26 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時01分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

日程第1、報告第8号専決処分の報告について（専決第11号）から日程第3、報告第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告3件、日程第4、議案第74号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてから日程第23、議案第93号平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案20件、計23件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

暫時休憩します。

午前 10 時 03 分 休 憩

午前 10 時 03 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

初めに、報告第8号専決処分の報告について（専決第11号）から報告第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで、3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第8号から報告第10号までの質疑を終わります。

次に、議案第74号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてから議案第76号市道路線の認定についてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第74号から議案第76号までの3件の質疑を終わります。

次に、議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について及び平成24年度決算

審査意見書についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、14 番竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 5 点にわたって質問をいたします。

最初に、150 ページの 4-1-6 環境衛生費の委託料の斎場管理委託料と設備管理委託料について伺います。

象潟斎場について、つい最近、私行った——何ていうか友達の火葬に立ち会ったのですが、その際に——ここに「納骨」とありますが「収骨」というふうにして直していただければ——収骨の際に、非常に耐えられない異臭が充満しておりました。このことについて市当局は、委託業者から改善を求められたことはありますかありませんか、伺います。

二つ目は、7-2-1 観光総務費の委託料の観光協会に委託した緊急雇用を活用した四つの事業について 1,512 万円の決算になっていますが、どのような評価総括をしていますか、伺います。

続いて、7-2-2 観光施設費に関連して、事務報告書で観光入り込み状況では約 203 万 6,000 人となっております。平成 23 年度より約 6 万 2,000 人増加しておりますが、カウントの方法について伺います。

210 ページであります。8-4-2 まちづくり交付金事業についてです。

平成 24 年度までの 5 年間の事業で約 9 億 6,000 万円の事業費です。この事業では、事業を始める際には事前評価にかかわる市民アンケートを取っております。今回はホームページでは事後評価委員会——10 人の評価委員のうち 5 人が欠席の状況で 12 月 20 日開かれております。事前の事後評価原案が建設課での縦覧とインターネットで公表され、市民から意見を受け付けておりますが、意見は寄せられなかったようです。もっと広くということで広報で意見を募るなどの必要性を考えなかったのか、伺います。

次、「8-4-11」と書いてありますが「10-4-11」に訂正をお願いします。文化財保護管理費についてです。

事務報告では、史跡天然記念物等の保護として国指定天然記念物「象潟」の下刈り 103 島中 40 島の 8.69 ヘクタール実施されております。平成 23 年度も同じです。いずれも緊急雇用創出事業の活用です。下刈りを実施する島を選択する基準について伺います。また、ボランティアによる下刈りも行われていますが、その島数について伺います。

次 268 ページ、10-5-1 保健体育費のスポーツ推進委員報酬 203 万円についてです。

平成 25 年度からは条例改正により、スポーツ推進委員の報酬が活動に応じたものとする改正されました。もし平成 24 年度の報酬額をその基準で積算した場合は、どのようになりますか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） おはようございます。それでは、竹内議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、一つ目の環境衛生費の象潟斎場の関係についてお答えしたいと思います。

昨年ですけれども収骨室の煙の排気につきまして委託業者からお話がありました。その際には

業者、それから市、双方ともにおいという点での問題としては認識しておりませんでした。先日、委託先の担当者にこのことを聞き取りしましたところ、通常であれば炉の火が消えた後に、十分炉内の煙を排出して、温度が下がった段階で台車を炉の外に出しているということでした。現在、火葬につきましては、多い日で一日3回、10時と1時と3時に行っております。1時と3時に予約が入っている場合ですけれども、3時の前に次の遺族の方が来られるということもございます。そういうことから、炉内の煙がまだ残っているうちに炉から出して収骨していただく場合があるそうでございます。その場合、収骨室にも煙がこもることからにおいがしてしまうのではないかとございまして。委託先の担当は、収骨室の煙に原因があるということで、当時、煙の排気について市のほうに話をされたと思うんですが、それであれば根本的には炉から出す前に十分に排煙することでおいは軽減できるのかなというふうに考えております。

それで、対策としましては、1時と3時に予約が入っている場合、3時から分を4時に繰り下げるという方法もあるのかなというふうに考えますけれども、ただ、これが原因ということなのか、ほかにもそのにおいがする原因があるのか、この辺まだ分かりませんので、委託業者、それから斎場施設の専門業者と点検を行いまして適切な対策を考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、私のほうからは観光協会に委託した緊急雇用についての、どのような評価総括していますかにお答えいたします。

観光協会に委託した緊急雇用の4事業につきましては、延べ13名の方を雇用しております。緊急雇用事業は原則1年間の雇用となっておりますが、採用されたスタッフはそれぞれが多少の不安を抱きながらも、市内観光のスポット等の案内業務を実践しながら少しずつスキルアップに努めてきました。当然ながら1年で観光のプロになることは大変難しいことではありますが、にかほ市の観光とはどういうものがあり、どういった場所があるかを理解していただき、非常によい経験をしていただいたものと考えております。さらには、こういった方々が市民の観光に対する考え方の底上げにもつながるものと考えております。

いずれにしても、一人でも多くの方々がふるさとのよさを知り、自分たちが住んでいるまちに誇りを持ち、自信を持って笑顔で観光客をお迎えできるようになってほしいと願っております。成長したスタッフが観光関連の職場に再就職できればそれにこしたことはありませんが、就職となると厳しいのが現状です。それでも緊急雇用で採用された方々の中には、観光協会で臨時職員であります現在4名の方々が継続して雇用されておりますので、雇用の確保については一定の成果があったものと評価しております。

次に、観光入り込み状況のカウント方法についてお答えいたします。

国や県で示している観光客の入り込み数の把握方法は、推計と実数、それに主催者発表と主催者以外の発表とに区分されております。にかほ市では、入場者を管理できる有料施設等や不特定多数の人が出入りする公園施設等があり、それぞれのカウント方法を用いております。実数はそのまま入り込み数としてカウントされますが、推計する場合は管理人等が設置されている施設については、

毎日駐車台数などを大まかに把握して、それに係数を掛けた数字を採用しています。

また、管理人等がない施設、例えば蛸満寺や九十九島等につきましては、管理人が近くにいる施設「ねむの丘」の入り込み数を考慮し、前年度実績と比較した割合を掛けて推計値として公表しております。

しかしながら、数値に関しての精度は推測の域であります。より現実的な数値に近づけるような方法や考え方をさらに検討したいと思っています。観光庁でも観光統計の研修等も開催しておりますので、今後それらを参考にしながら、より精度の高い数値に近づけたいと考えております。

次に、まちづくり交付金事業の評価について、広報等で広く意見を募る必要がなかったのかの御質問であります。

都市再生整備計画の事後評価は、国土交通省で作成しておりますまちづくり交付金評価の手引きに基づき実施しております。評価の手引きには縦覧方法には制約等がなく、国土交通省へ提出した場合、何ら問題はありませんでした。

まちづくり交付金事業の事業評価に当たっては、今回初めてのことから、他の自治体を参考にし電子媒体——インターネットでありますけれども——でのみ氏名の通知、意見を募ったわけがありますが、結果として市民から多くの意見を聴取できなかったと反省しております。今後、事業に伴う事前・事後評価に対する市民への周知や意見聴取の方法につきましては、広報、インターネットも含め、再度検証したいと考えています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 私のほうからは、文化財保護管理費、下刈りを実施する島の選択基準、それから、ボランティアによる下刈りの島の数ということですが、国指定天然記念物「象潟」は103島あり、そのうち74島が市の所有であります。

御質問の8.69ヘクタールについては、一般会計予算で下刈り業務として7月中旬に1回刈りで40島を行っています。そのほかに緊急雇用創出事業の活用につきましては、下刈り業務の前後に島の状況を見ながら適宜下刈りをしているものです。

下刈りをする島の選択基準ですが、市の所有であり、観光面で重要なところ、それから散歩道、こういうものを含みます。及び島の巡回員の報告などであります。

ボランティアによる下刈りですが、島守と松を守る会から協力をいただいております。島守は9団体8個人から20の島を管理していただいております。また、松を守る会につきましては、松がなくなっている市所有の島に後継木の移植と保育管理を現在23島行っていただいております。

次に、スポーツ推進委員の報酬でございますが、議会の同意を得まして平成25年度よりスポーツ推進委員の報酬は定額分と執務割の併用で支払われることにしております。スポーツ推進委員としての役割や責任を持つ会議、それから大会、教室など、年間計画に盛られている事業を中心に活動をしながらも、集落などから随時入ってくる講師派遣の依頼や体育調査などの協力要請、年度途中に加わってくる事業は年度ごとに違いがありますので一様に比較できるものではありませんが、まず仮に現在、事務局が持っている算定基準を平成24年度に当てはめると、定員より今1名少ない29名の委員報酬の合計は163万円という結果になっております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 1点目については、実際に経験をしたものです。最後の、いわゆる何とか亡くなった方のお骨を収める際に、みんながですね、もう耐えられない状態で入れなかったんですよ。ただ、御遺体を運んだ際には、あのホールでもそんな気配はほとんどなかったんですね。したがって、今、部長が言った内容とは少しばかり違うんだと思います。私その場で聞いたんですけども、その際にこういう話があったんですよ。一つは、換気扇については市のほうにも言っていますと。それからもう一つは、今までは御遺体を乗せる台が1枚だったと。それが今は3分割になっているので、その間に体液がこぼれたものが何というか燃えないで、燃えないというか、そして煙っていたんでないかと、そういう話をされていました。したがって、もう一度ですね何とか業者とか、あるいはメンテナンスをやる会社とかに話をさせていただいて、これはやはり対処が必要だと思います——じゃなくて、いずれその辺対処できればということで聞いてください。

それから、2点目については、観光協会に臨時で4名ということで、残った方がまた繰り返しできればもっとスキルアップできると思うんですが、そういう辺について将来観光についてできていくのかどうか、その辺については何というか市としてですねどういう考え方をしているのか伺いたいと思います。

それから、まちづくり交付金事業です。さっき部長の回答で、多くの意見をもらうことができなかったと。ホームページでは意見は一つもなかったというふうにして書いていますので、多くの意見じゃなくて意見は一つもなかったと、そういう理解でいいんですか。というのは、まちづくり交付金事業の事前評価にかかわる市民アンケートというのは、これは全市的にやっているわけですよ。ところが、今回の事後評価シートとかそういうものを見ますと、そうじゃなくて、これは国土交通省の要件に当てはまっていると思うんですけども、10人の委員の皆さんを委嘱して、そして結果的に集まったのが5人しかいなかったと、そういう内容で9億6,000万円近い事業費が使われた事業になっているということですので、委員会でやられると思うんですが、その辺についてもし部長が私の今言ったことについて何かありましたら伺いたいと思います。

それから、文化財保護管理費についてであります。

一般会計によって103島中、市の所有が74島、そのうちの40島の8.69ヘクタールというお話でした。基準としては市の観光道とか、あるいは市の所有地とか、それから見回りというか、あるいは恐らく観光案内人とかそういう人方だと思うんですが、そういう人方から意見を聞いてというお話でしたので、その場合に観光課の皆さんとそういうやり取りというか、基準について打ち合わせとかそういうものは事前にやられておったのですか。

それから、保健体育のスポーツ推進委員報酬について163万円という、29人で1人少ないわけです。これは承知していますが、そういうことで、もっと詳しくですね163万円の内訳について、例えば平成25年度からの基準に当てはめた場合は、何回から何回までは幾らと、こういうふうになっていますが、分かるようでしたら伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） ただいまの観光協会のスタッフについての御質問にお答えいたします。

市としての意見ということでしたけれども、観光課の担当としましては、やはり協会のスタッフにつきましても本年、緊急雇用の方々、平成24年度たくさん頑張ってもらいました。今年度も頑張っている方もおります。先ほど部長からもありましたけれども、1年で観光のプロにはなり得ませんので、やはり継続的に観光業務に携わる方がスタッフとしていることは好ましいことと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） まちづくり交付金事業について答弁いたします。

確かにインターネット、あるいは建設課で縦覧したのですけれども、誰ひとり意見はなかったということなんです。ただ、広報等でもっと幅広く聴取すれば、もうちょっとこう期待ができたのかなという、そういう意味でしたので、確かにインターネット、建設課の縦覧では幅広く意見は取れなかったプラス広報等であればもっと幅広くできるという、そういう意味でありますので御理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 第1点目の観光課とのやり取り、打ち合わせはどうなっていますかということですが、実際まず103の島で、やはりそれなりの島があります。それから、散策路で使われる島、そういうものをまず優先してやっているわけでございますけれども、実際に観光課との相談もあってもいいのかなと思っております。いずれそういうものもちょっと相談しながら考えていきたいと思っております。

それから、2点目の報酬のほうですが、まず今、基準額3万円としております。そして10%未満は加算しません。それから、10%から25%未満は1万円、それから25%から50%未満は2万円、50%から75%未満を3万円、それ以上は4万円というふうにまず目安をつくっております。それに当てはめてみますと、昨年29人おりますけれども、10%未満が3名、それから25%未満が9名、それから50%未満が——すいません、間違いました。——結局3万円の方が3人、4万円の方が1人、5万円の方が9人、6万円の方が7人、7万円が9人、それで29人で計算したところ163万円ということなんです。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一つだけお聞きしたいと思います。観光施設費に関連してのいわゆる入り込み状況ですね。これ実際に難しいと思っておりますけれども、例えば蚶満寺の場合、道の駅を参考にしてというお話でしたが、これは実態に合わないというふうにしてお考えじゃないですか。実際に私もときどきというかかなり足を運んで、例えば実際に拝観をした人を見ていますし、あるいは皆さんのほうで観光協会を通して案内人を通してやった、何というか案内をした人方、そういうものをプラスしていくと、そうすると、より実数に近づくものになるんじゃないかと。案内人の方も拝観しない人がかなり、団体の希望で入らない団体が多くあるというふうにして聞いていますが、実数をですね見ますと、去年、蚶満寺の案内を通して入った人は1万1,100人ぐらいです。そうすると、この4万9,000人とはかなりの差があるわけですよ。その辺について、我がにかほ市は250万人というふうにして目標立てているわけでしょう、将来のやつ、宿泊者数15万人とか。そうすると、も

う少しやはり具体的に実数に近いものを出しながら、そこから上積みをしていくということ、そういう政策になっていくんじゃないですか。その辺についてですね伺います。

●議長（佐藤文昭君） 観光課長。

●観光課長（佐藤均君） 観光客の入り込み数の把握につきましては、先ほど部長も申しあげましたけれども、推計についてはその精査がやはり欠けているものもあります。竹内議員のお話にもありましたとおり、蚶満寺に実際に入館した方につきましては、蚶満寺のほうからは報告を受けておりません。事務報告書につきましては蚶満寺という形の記載になっておりましたけれども、蚶満寺が九十九島の一つになっておりますので、九十九島周辺も含めた形で4万9,500人という形の数値を今年掲載させてもらっておりました。

先ほど部長からもありましたけれども、今後ですね、やはりその観光客の入り込み数につきましては、実際に近い数値を押さえられることができるように検討してまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 同じく決算の15ページ、固定資産税の関係ですが、不納欠損額が約1,300万円近くになっています。これの内訳がどうなっているかということと、この不納欠損額が出る原因の主なもの、これについてお尋ねします。

それから、207ページの排水路清掃委託料ですが、これはどのぐらいの箇所をやったかということと、この内容でいくと地区要望も入っているし、地区要望の入っていないところ、あるいは県単位のものとかいろいろ混じっていると思うので、そういうのを含めながらも分かる範囲で、特に地区要望ではどのぐらいやったということが分かったらお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 御質問の固定資産税の不納欠損額1,277万3,333円の内訳についてでありますけれども、地方税法第15条の7第4項の規定する滞納処分の執行停止による納付・納入の義務の消滅に係るものが183万8,018円、内訳は法人2社、個人が57人、同法第15条の7第5項に規定する即時消滅に係るものが339万6,200円、内訳ですけれども法人が3社、個人が10人と、また、同法第18条第1項に規定する時効消滅に係るものが753万9,115円の内訳として法人が6社、個人が102人というふうになっています。

時効消滅に係るものの中には滞納処分の執行停止をかけたもので、5年時効のほう及早かった分も含まれております。

不納欠損が出る主な要因、原因についてでございますけれども、滞納整理を進めていく上で、滞納者の中には生活困窮や無財産、行方不明により、どうしても納めることができない方がおります。そのような方々については十分に調査を進めた上で、このように地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行停止をかけることができるということで、そのような措置をしております。この場合、3年を経過しますと納付義務が消滅するということになるわけでございます。また、執行停止をかけたもので5年時効のほう及早かったものも含め、合わせますと不納欠損額が779万9,518円というふうになります。したがって、生活困窮や処分できる財産がない納税者が多いことが主な原因であろうと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 私のほうからは、排水路清掃委託箇所について答弁いたします。

排水路清掃につきましては、高圧洗浄車による清掃や汚泥吸引車によるくみ取り、バックホーによる土砂撤去などで、全部で39カ所の清掃を行っています。

次に、地区要望等における実施率でありますけれども、100%と考えております。当初、地区要望を受けての清掃箇所は20カ所でありました。そして新たに土砂が入ったとか枝が詰まったとかということで、緊急の地区要望が19カ所ありましたので、それらもすべて対応しておりますので、結果的に39カ所となったものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 排水路の関係ですが、地区要望が100%できたと。緊急のものを入れると、そうすると合計で59カ所になるのか、あるいは20カ所を引いて19カ所になるのか、その辺の違いとか、分類の仕方をちょっと伺います。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 全部で39カ所の実績になっております。このうち20カ所が当初予算等で清掃をお願いしたいという要望でありました。プラス19カ所というのは、今回大雨等が降った関係もありますけれども、そういう対応で19カ所が地域要望としてあがりました。

●議長（佐藤文昭君） 次に、5番鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 村上議員のほうからも不納欠損について質問がありましたけれども、多少重なる部分もありますけれども、私も不納欠損額についての質問をさせていただきます。

7ページです。市税のほか一般会計歳入決算の中での不納欠損額が1,889万7,414円です。これに伴った質問でございます。

一つは、特別土地保有税98万7,800円です。この課税されている土地につきましては、平成22年9月の定例会で質問をし、その内容の説明を受けました。また、平成23年9月定例会でも、このときは所有者である法人は倒産し実態がなく、さらに第三者として抵当権を設定している方も行方不明だと、こういうふうな説明があったわけでありまして。今回98万7,800円の欠損処理に至った経緯をお伺いいたします。

次に、分担金及び負担金の49万800円です。この内容と、これまた欠損処理に至った経緯を伺います。

また、こうした不納欠損処理の基準は、当市でどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、決算概要の5ページでございますが、ここで市税の徴収実績の収入済額、これが載っております。これには滞納繰越分も入っているようであります。この滞納繰越分の収納率が市民税個人で20.1%、法人で11.6%などと滞納繰越分の収納率、これが11.6%から26%台です。この収納率が高いのか低いのか分かりませんが、いずれ将来的には不納欠損にならないとも限らないわけですので、今後の対応策をお伺いいたします。

また、決算時のこの収入未済額が1億6,523万9,000円余りあります。直近のこの数字がどのようになっているのかお尋ねいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、御質問にお答えいたします。

経緯等若干鈴木議員のほうからお話がありましたけれども、そのとおりでございまして、繰り返しのなるかと思えます。その特別土地保有税 98 万 7,800 円についてですけれども、おっしゃるとおり平成 23 年 9 月定例会で、市においてオークションによる公売も、経費や抵当権の問題から難しいと。さらにつけ加えて、今後は不納欠損も考えなければならないというふうにお答えをしております。今回の処置につきましては、その方針に沿って処理させていただいたものでございます。

昨年度においても代表者に 4 度ほど足を運び、粘り強く交渉を試みましたがけれども、残念ながら納付にはつながりませんでした。納税義務者である法人は、御承知のように平成 13 年に解散をしております。所有する不動産は山林、原野でございます。換価性、その土地、原野を金額で見積ると相当に低いというようなこともございまして、平成 22 年 3 月 26 日付で滞納処分の執行停止をかけておりましたけれども、3 年を経過したということで納付義務が消滅するということが不納欠損処理をさせてもらったところでございます。

次に、御質問の分担金、負担金についてでございます。

児童福祉費負担金滞納繰越分の不納欠損額でございまして 49 万 80 円ということでございます。こちらは保育料の保護者の負担分でございます。保育料の納入についておこなっている方に対して督促状を発行、窓口相談、こういったものを繰り返しながら納入に対する努力をしてきたところでございますけれども、今回不納欠損となりましたのは平成 17 年度から平成 19 年度分を合わせて 7 件分でございます。いわゆる時効の成立により欠損処理をさせてもらったものでございます。

次に、不納欠損処理の基準についてでございますけれども、地方税法第 15 条の 7 第 4 項、こちらについては先ほども申し上げましたけれども、滞納処分の停止が 3 年間継続したときに納付・納入の義務が消滅するというものがございます。滞納処分の執行停止後 3 年が時効よりも前に到来した場合には、時効以前に不納欠損することとなるというものでございます。

同条第 5 項の規定もでございます。こちらは滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明白である場合には、直ちに納付・納入義務を消滅させるというものでございます。

また、同法第 18 条地方税の時効により 5 年で納付・納入義務が消滅するというものでございまして、執行停止が 3 年継続するよりも早く消滅時効が成立した場合などもこちらのほうに含まれます。

こうした法令基準に基づいて処理を行っているものでございます。

分担金、負担金、こちらにつきましては、金銭債権の消滅時効として、地方自治法第 236 条の規定に基づいて不納欠損処理をさせてもらっているものでございます。この場合は 5 年を経過することで消滅時効が成立するというものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 下のほうはいいですか。——はい、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 決算概要 5 ページの件でございます。

平成 24 年度分滞納繰越分の収納率は、市税全体で 17.84%、昨年度を 0.51%、徴収金額では約 109 万 2,000 円の増というふうになっておりました。県内 13 市の中では収納率は高いというふうに見て

おります。今後においても納税の公平性を確保するという観点から、引き続き厳正かつ公正な滞納整理を進めてまいります。

市税を初めとする各種徴収金については、市収納対策推進本部並びに市収納対策推進委員会、こちらを核としまして関係各課担当者との連携を図りながら収納活動に取り組んでおります。市税についても税務課、各サービスセンターの職員を軸に、特別徴収体制をとりまして滞納者に対しましてきめ細やかな滞納整理に努めているところでございます。

次に、決算時の収入未済額 1 億 6,523 万 9,000 円についての直近の数値でございますが、9 月 4 日時点で収納が確認された額が 1,382 万 4,000 円ほど減少いたしまして、収入未済額の合計は 1 億 5,141 万 5,000 円となっております。率にしまして約 8.4%という状況でございます。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） 二、三再質問させていただきますが、初めは、この特別土地保有税の件ですが、この土地は 6 筆の山林で面積が大体 3 万平米というようでございます。この土地は、そうすれば今後どのようなその扱いになっていくのかをお尋ねします。

また、この土地の所有者は市外に住まわれておるようですが、条例を見ますと、市外に住んでおる場合は市内にいる方を納税管理人に定めるというようなことになっているようですが、この場合、あったのですかどうか、この辺お尋ねします。

それから、税のこの不納欠損処理でございますが、ただいまは法律に基づいての処理をしているというふうに話をされました。これは自治体によっては、取り扱い要綱とか要領とか、こういうものを定めているようですが、当市にはこういうものがあるのかどうか、それもあわせてお尋ねいたします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 経緯について鈴木議員もおっしゃってございましたけれども、若干取り組み状況についてまず申し上げたいと思います。

不納欠損に至った理由として、先ほどもその資産価値として換価性が低いというお話をさせてもらっていますけれども、仮にそういった土地を処分してということになるんですが、その土地については抵当権が設定されておりまして、額にして 2,500 万円ということでございます。売却するとしても評価額が 76 万 8,000 円というようなことと、先ほども 6 筆の 3 万平米というようなお話ございましたが、境界確認のために測量を行うと 100 万円近いお金がかかるということでございます。したがって、そのような進め方をしても税負担等にも満たないというようなことから、粘り強くその収納業務を進めてまいりましたけれども、そういう観点からしても欠損処理をしなければならぬというような状況で踏み切ったところであります。

要綱、要領等については、特に定めはございません。――繰り返します。要綱等の特段の定めはつくっておりません。

●議長（佐藤文昭君） もう一点、不納処理の対応等。――総務部長。

●総務部長（齋藤均君） その資産の扱いということですが、個人資産ということですので、その取り扱いについてはこちらでは関与できないということになるかと思っております。

●議長（佐藤文昭君） いいですか。——鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） ちょっとよく聞き取れなかったんですが、この納税管理人というのはあったのかどうか、その辺お尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 納税管理人は市内には置いておりません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、8番佐々木正明議員。

●8番（佐々木正明君） 監査委員にお伺いします。

審査の方法として関係諸帳簿、その他証書類等との照合のほか、それぞれの所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査されております。それで、お伺いしますけれども、今、にかほ市では景気の低迷によりまして市税の落ち込みが続いておりますが、にかほ市に市税を納入している方々に少しでも元気を与え、にかほ市に活気を戻すためにも、地元の業者でできるものの物品の購入や発注状況などについて、職員からの説明や領収書などを審査されて、どのように理解されておられるかお伺いします。

また、2点目として、このことについて指導や指摘などなされたことがあるでしょうか、お伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） 質問にお答えをいたします。

決算審査は、決算、その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに予算の執行、または事業の経営が適切かつ効率的に実施されているかなどを審査しております。

市が物品等を購入する場合は、貴重な財源を活用されるわけですから、額等が適切であれば安いほうを交流することはもちろんのことでございますが、市の方針として物品の購入が地元経済の振興につながっていくようにしていくことも重要であると認識をしております。

しかし、当然のことですが競争性や透明性が確保していくことが前提となると考えております。

次に、地元業者から調達できるものについて市内業者から調達している場合、指導または指摘などしたことがあるかどうかという質問でございますけれども、監査委員としましては、財務規則どおりに事務処理がなされている場合については意見を申し上げることではないというふうに考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） いいですか。——佐々木正明議員。

●8番（佐々木正明君） 再質問はしない予定でしたけれども、透明性とか競争性を重んじて、まずその安いほうにするのが原則のようなことを監査委員のほうからお話がありましたけれども、やはりそれは当然ですけども、こういうにかほ市の今の景気の状況、そして商店などのいろいろな困っている実情を考えた場合、やはり若干の見積りの差額や、秋田市や由利本荘市の業者が安いと言われても、やはり地元商店、にかほ市で人を使って市税を納めてくれる、そういう方を優先できないものか、その辺について私はそういうふうにして……

●議長（佐藤文昭君） 自己の意見は入れないでください。

●8番（佐々木正明君） それで……

●議長（佐藤文昭君） 簡単に、簡潔にお願いします。

●8番（佐々木正明君） 領収書を見て、その点について何か感じたことはなかったですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） 監査委員としましては、市の条例、規則に基づいて、誠実かつ厳正にその職務を遂行すべき基本的義務を有しているというふうに理解しております。今の質問に対しましては、私が意見を申し上げる立場ではないと理解しておりますが、職員とのヒアリングの中でそうした事例に触れる場合もあります。場合もありますけれども、規則等に従って処理されておる場合については、指摘等々はできないというふうに理解しておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第77号及び決算審査意見書についての質疑を終わります。

次に、議案第78号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第81号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第78号から議案第81号までの4件の質疑を終わります。

次に、議案第82号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 公共下水道工事の決算にかかわって前年度末、工事が予定されているものがどこまで進んだか、その一点お伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。

下水道の面整備を現在の計画どおりに進めた場合、完成は平成37年ころと推測しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 年度末時点で予定のどこまで、何割達成しましたということをお尋ねしています。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 平成24年度の公共下水道の整備は、全体面積874ヘクタールに対しまして584.72ヘクタールで、整備率は66.9%となっております。また、下水道の接続済みの水洗化率は83.34%となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第85号平成24年度にかほ市水道事業会計決算認定についてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 83 号から議案第 85 号までの 3 件の質疑を終わります。

所用のため、11 時 10 分まで休憩といたします。

午前 10 時 58 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、18 番齋藤修市議員。

●18 番（齋藤修市君） 議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）、27 ページです。6 款 1 項 2 目 15 節の工事請負費 3,830 万円、農業関連施設耐震改修工事ですが、この議案の説明の中で、これは関、上郷、大砂川の施設と説明がありましたけれども、各施設の費用、どれぐらいかかるのかということと、象潟地区以外の施設については耐震改修の必要性はないのかということ。

それから 30 ページ、7 款 2 項 2 目 13 節観光拠点センター（仮称）整備工事設計委託料 477 万 8,000 円、これに関しては、まず全体像が見えない、建設計画はどのようなになっているのですか。

それから、事業実施計画には入っていませんけれども、今後どのように進めていくのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、お答えいたします。

工事費 3,830 万円の内訳についてからであります。関生活改善センターの工事費は 920 万円、面積は 223.5 平方メートルです。大砂川生活改善センターの工事費は 830 万円、面積は 197.9 平方メートルです。上郷生活改善センターの工事費は、耐震改修に 1,916 万円、屋根塗装 72 万円、軒下の張り替え 92 万円、合わせまして 2,080 万円であります。面積は 469.53 平方メートルとなります。

なお、今回の補正予算で計上している工事費につきましては、あくまでも概算設計額でありますので、今後変更となる可能性もあります。

次に、農林水産課所管の象潟地区以外の施設についてお答えいたします。

全部で 5 ヶ所あります。すべて昭和 57 年以降の建築物であり、新しい耐震基準でつくられておりますので、今後、耐震補強は必要ないと考えております。

次に、（仮称）観光拠点センターについてお答えいたします。

（仮称）観光物産センター整備構想につきましては、昨年 12 月定例会の竹内賢議員の一般質問に、市長は平成 25 年度中に関係する方々の意見を伺いながら基本的な計画をまとめた上で平成 26 年度に実施設計を行い、同 26 年度と 27 年度の 2 ヶ年にわたり施設整備をする可能性があるかと答弁しております。また、この事業は議会に御相談と御理解をいただきながら整備を進めるため、3 ヶ

年の事業計画に盛り込むことができればとも説明しております。

しかし、当初予算においては具体的な事業規模や国・県等の補助事業など財源の確保を含め、具体的な数字を議会に示せなかったことから実施計画書に載せておりませんでした。今年の3月定例会の市長の平成25年度施政方針の中では、(仮称)観光物産センターの整備につきましては検討委員会——これは平成23年度に検討委員会を開いたものですが——検討委員会からの御提言を踏まえ、新年度では具体的な施設整備を検討するため、現在、直売所に入居している事業者等の意向を伺いながら施設整備の計画をまとめた旨を述べております。

その後、観光拠点センター(仮称)と名前を変えていましたが、建設につきましては本定例会の市長の施政方針でも述べましたように、秋田県市町村未来づくり共同プログラムとして採択していただくよう、由利地域振興局と幾度も協議を重ね準備を進めてまいりました。このプログラムは、由利本荘市とともに連携し、鳥海山を核とした滞在型観光推進をメインにした事業として取り組むことで県とのすり合わせや調整が進んでおり、今後、市内の関係者との協議を進めるためには、目に見えるような青写真が必要なことから、本定例会に基本設計費を計上したものです。

(仮称)にかほ市観光拠点センター、道の駅象潟「ねむの丘」に隣接して建設し、現状の直売施設の改修だけでなく観光情報発信や地域コミュニティ活動の拠点として一層の機能充実に努め、交流人口の拡大による地域の活性化につなげたいと考えております。以上です。

●議長(佐藤文昭君) 齋藤修市議員。

●18番(齋藤修市君) それではですね、耐震工事の件についてちょっと伺いますが、事業実施計画では3年間の事業費2,100万円、平成25年度は1,500万円、平成26年度は600万円、平成27年度は存置で上がっております。実際3,830万円、この必要性がどのようにして出てきたのか、それと実施計画、この違い、これについてちょっと説明をお願いします。

それから、観光拠点センター(仮称)であります、確かに市長の施政方針等々でお話はありました。これは来年度以降の実施計画に載せるというような今お話ですが、財源の確保等々、それから、やはり全体の青写真、大体できているのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

●議長(佐藤文昭君) 産業建設部長。

●産業建設部長(佐藤正君) 最初に、実施計画につきましてはでありますけれども、この3カ所につきましては実施計画書に載っておりません。今、齋藤議員がおっしゃるのは、耐震に対しまして各分館といいますか、いわゆる各集落の会館等の関係のものが耐震工事として上がっているものでありまして、私どもが今回上げました生活改善センターにつきましては一切ありませんので、その理由としましては、当初予算で設計等約40万円でありますけれども計上しております。実施計画の基本的な考えとしましては、100万円以下のものについては載せないという基本的な考え方があります。したがって、当初におきましては、この構造改善センター等の改修等につきましては、工事費が上がっていませんし、設計委託料のみでしたので載っていないということになります。

それから——先ほど説明しましたとおり、(仮称)観光拠点センターにつきましては、今のところ白紙の状態でありまして、青写真、そういうものは一切ございません。

●議長(佐藤文昭君) 齋藤修市議員。

●18 番（齋藤修市君） この事業計画書には載っていないと、載せていないと。これとは違うという答弁でしたけれども、3,800 万円の金額ですよ。これとは関係ないというお話でしたけれども、そうすると事業計画に載せる載せないの基準というのはどういうふうに決められるのですか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 事業実施計画の取り組み方でございますけれども、先ほど産業建設部長も申し上げましたとおり、基本的には原則として 100 万円以上の事業に係るものを計上するというふうにしております。3 カ年のローリングで 3 カ年事業を載せておりますけれども、先ほど齋藤議員のほうから 1,000 円の存置があるというような話もありましたけれども、3 カ年の中で、3 年度において 100 万円を超えているもの、こういったものは継続事業の中ではそのような形で出る場合もございますが、原則としては 100 万円以上の事業ということで取り組んでおります。したがって、今言ったような設計費で 100 万円以下のものについては、事業をやらないということではなくて、そういった意味で載っていないというようなことでございます。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前 11 時 22 分 休 憩

午前 11 時 22 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） その他具体的に個別の事案で申し上げますと、今回の生活改善センター関係につきましては、2 件が無償譲渡物件ということで議会の議決をいただいたということで、耐震改修の必要があるという事例でございますので、それが整ったということで予算計上して事業を進めるということでございます。

上郷の生活改善センターにつきましては、こちら耐震改修の必要がある物件でございます、これは地域コミュニティーの拠点施設ということで市が今後も管理を継続する施設でございますので、あわせて耐震改修と若干の改修費を盛り込んだということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

観光拠点センター（仮称）については、産業建設部長が縷々申し上げたとおり、当初におきましては事業費、予算額等、あるいは補助金等のものが未確定ということでありまして、お示しするものがないということであります。やるということでお話はさせてもらっていますので、存置的な扱いもあったらうかと思いますが、実施計画に存置予算を上げるというのは、これまで 100 万円以上という原則論もございましたので、なじまないということで計上を見送ってきたというところがございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、13 番奥山収三議員。

●13 番（奥山収三君） 20 ページ、3 款 1 項 2 目 19 節老人福祉費負担金及び交付金のうちのシル

バー人材センター補助金 50 万円についてお尋ねします。

受託業務の減少による補助ということでしたが、シルバー人材センターの業務内容と年齢構成等、具体的に説明をお願いします。

次に 31 ページ、7 款 3 項 2 目 13 節公園管理費委託料の中で中島台レクリエーションの森駐車場測量設計業務委託料 150 万円についてお尋ねします。

駐車場の場所と規模をお知らせください。おおよそのバス、または乗用車の駐車可能台数も含めて、分かればお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 私のほうからは、シルバー人材センター関係についてお答えいたします。

初めに、同センターの業務内容についてでございます。

同センターが行う業務といたしましては、地域の日常生活に密着した臨時的な、あるいは短期的な仕事、その他の軽易な仕事を同センターが家庭あるいは民間の事業所、地方公共団体から受託して、これを会員に対してその希望や能力に応じて委託契約にて仕事を提供していると、そういう業務を行っている団体でございます。

具体的な仕事の種類といたしましては、草刈りや清掃、庭木の剪定、窓清掃、あて名書きなどの筆耕、農作業、除雪作業など多岐にわたっております。

次に、シルバー人材センターの登録者の年齢構成でございますが、60 歳から 64 歳までの方が 73 人、65 歳から 69 歳までの方が 71 人、70 歳から 74 歳までの方が 45 人、75 歳以上の方が 7 人となっております。男性が 134 人、女性が 62 人で、合計登録人員は 196 人となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、駐車場の場所についてお答えいたします。

上郷方面から県道を進みまして中島台レクリエーションの森入り口の手前右側になります。既存の駐車場と管理道路を挟んで反対側、国有林約 2,000 平米メートルを予定しております。幅が 60 メートル、奥行きが 30 メートル程度を考えています。

駐車場の規模につきましては、大型バス 12 から 13 台程度が駐車できる規模と計画しています。これまでも多いときで 15 台から 20 台未満でありましたので、既存の駐車場と合わせて 20 台程度の駐車を見込んでおります。

なお、国有林を管理しております森林管理署と現地での事前協議は済んでおりまして、場所について問題はないとのことでありました。今後は土地の賃借や立ち木伐採等の補償等について協議を進めたいと思います。

参考としまして、既存駐車場でバスがない場合、乗用車等は 100 台くらい止められると。そしてバス数台が駐車している場合ですと普通車は 50 台から 60 台ほどが可能だと考えています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、14 番竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 1 点目は 21 ページであります。3-1-5 介護職員初任者研修支援事業について

です。次の点について伺います。

この事業は、事業実施計画にもない事業ですが、事業提案に至った経過について——一定の説明があったことは理解をしていますが——経過について等もう一回。

それから、財源は職員の給料等の振り替えとなっているようですが、一般財源ですか。

研修施設は、今年度無償譲渡した施設を使用するとのことですが、二つの施設が無償譲渡になっていますが、この二つの施設を利用して行うのですか。

それからもう一つは、備品について市の備品となるものですか、伺います。

30 ページであります。7-2-1 観光総務費、観光PR媒体製作等委託料 235 万円について。

この事業を計画した経緯と委託内容について伺います。

同じく 30 ページ、齋藤修市議員も質問しておりますが、477 万 8,000 円の観光拠点センター（仮称）の整備工事設計委託料についてですが、去年の 12 月定例会での答弁では、にかほ陣屋の運営状況の勉強もしたいと。手順としては、平成 25 年度に基本計画、機能をどうするか、そして平成 26 年度、実施設計と一部着工、平成 26 年度・平成 27 年度の 2 ヶ年になると思う。先進地の視察も考えると。計画がまとまった段階に広報等で意見を聞く場合もあると。また、広報 4 月 1 日号では、検討するために入居している事業者や新規参入を目指す事業者等の意向調査等も実施するとありますが、これらの事項について経過と結果について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、私のほうからは介護職員初任者研修支援事業についてお答えいたします。

初めに、本事業を開始するに至った経緯でございますけれども、以前、昨年暮れだったか年明けだったか、仁賀保高校の振興協議会が開かれまして、その中で仁賀保高校の校長先生のほうから本校を卒業する生徒で地元の介護職への就職を希望しながらも介護資格の取得支援を求めて県外の介護施設等に就職するケースが見られると。そういうことで、ここにかほ市でも資格取得に向けた支援はできないものかというようなお話がされております。これに加えまして、施政報告等でも、議案説明でも申し上げましたが、4 月から介護職の資格制度が一新されまして、従来のヘルパー研修に比べ受講者にとって経済的負担、時間的負担増が伴っており。こうしたことから、市内での研修講座の開設、そこに開設することによって受講しやすい環境を整備し、若年者の方の地元定着を目的に、この事業を実施計画には載せていなかったのですが、時期的に実施計画をまとめた後のこのお話でございます。今年度、早いうちに高校を卒業される方でこういう資格を取りたいという方が何人かおられますので、こういう環境を整備したいということで今回予算を計上してお願いしているところでございます。

財源でございますが、すべて一般財源でございます。

それから、研修施設についてでございます。本年無償譲渡いたしました介護実習棟、二つの施設がございます。この二つの施設のうち、設備内容を比較しまして、浴槽があつて収納スペースが広い仁賀保高校のそばの浩寿苑の介護実習棟を研修場所として考えております。

それから最後に、今回調達する備品につきましては、すべて市の備品として貸与する形になります。

す。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、観光PR媒体製作等委託料の経緯について説明いたします。

市では今年の観光振興に向けた事業として、観光庁の事業であります官民協働した魅力ある観光地の再生、強化事業と連動した事業を展開しております。市では、観光庁の事業と並行して実施することにより、効率的・効果的なメリットが期待できることから、観光庁事業の対象外となっております観光宣伝DVD製作や観光キャンペーンのアイテムなどのデザイン、市内観光マップの作成などを委託したいと考えて予算を計上したものであります。

既に観光振興プロジェクトチームを核として、民間と連携した観光振興とともに地域の活性化に取り組んでおりますが、その中で国の費用も活用しながら観光ポスターや機関誌・情報誌として夏版のパンフレットなども作成したところであります。

事業の内容、内訳でありますけれども、ピンバッジ製作費として45万円、観光マップ製作費90万円、観光PR用DVD製作費80万円、キャンペーンアイテムデザイン委託料として20万円を計上しております。

次に、観光拠点センター（仮称）について、経緯と結果について答弁いたします。

先ほど齋藤議員のほうにも申し上げましたけれども、事業者や新規参入を目指す事業者等の意向調査につきましては、今のところ具体的に目に見えるようなアクションは起こしておりません。ただ、秋田県の未来づくり共同プログラム事業として協議を進めております内容等につきましては、本定例会で御承認いただいた後に事業者等に対しまして協議・検討を進めたいと考えています。

いずれにしても、物産施設も兼ねた観光拠点施設の整備については昨年の12月定例会で竹内議員にも述べましたとおり、平成26年度に実施設計、平成27年度には施設建設と考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれ浩寿苑ということですが、前に無償譲渡したときに浩寿苑の場合は9,864万円の工事費で平成12年と。備品についておよそ100万円かけたものになっています。そういうもので今、必要性について仁賀保高校の振興会ですか、そういうところで話があったということ、理解できました。

そこでですね、このことについては1年限りの事業とか2年限りの事業じゃなくて、そういうことを継続してやるような、そういう方向性を持った事業なのかについて一点伺いたいと思います。

それから、観光の関係の観光拠点センター（仮称）です。

観光拠点センター（仮称）についてアクションは起こしていないという話でしたが、私の質問に対しては、例えばにかほ陣屋との競合になると。よい相乗効果を目指していきたいという話もされていますので、そういう現在開かれているにかほ陣屋について一定の分析というかそういうものがやはりされたのでしょうか——されていないようですけども、どこかそういう話を、計画を立てるに当たってやられたのか。

もう一点は、秋田県未来づくり共同事業になるわけですが、この場合には、ただ県と市とか、あるいは地域振興局とか、あるいは由利本荘市だけじゃなくて大きな事業になるというそういう観点があるわけですので、市民についてはもっと広く声を集めるとか、あるいは説明をすとか、そういうものが考えられるのですか、その辺について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 事業は1年限りなのか、継続して行うのかという御質問でございますが、実施状況を見ながらその辺は判断してまいりたいと思います。いずれ市といたしましては、継続して実施していきたいというふうに考えておりますけれども、やはり実施状況を見ながらそこは判断していきたいと思っています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 観光課長。

●観光課長（佐藤均君） ただいまのお話のとおり、現在、秋田県未来づくり共同プログラムで進められるように県と協議をしております。今回部長が説明したとおり、物産施設のみじゃなく観光拠点センターとして整備するということにつきましては、由利本荘市、にかほ市含めて、この鳥海山を取り巻く観光を基本として両市と県が手を取り合っていくというようなコンセプトにしております。そういうことで、以前は物産センターの整備という形で項目が上がってございましたが、今回から拠点センターという形で名称も変えております。そういうことから、今お話あったとおり、地域の方々と相談しながら進めていきたいと思っております。

それから、陣屋さんとの関係であります。直接施設についての状況等の報告は受けておりませんが、ねむの丘との関係の動きを申し上げますと、やはり陣屋さんがオープンした際は話題性がありまして、ねむの丘も5月・6月は前年比より売り上げが増えております。しかしながら、7月の上旬の天候の影響もあったせいか7月・8月はですね、前年より若干下回るような状況になっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 29ページの商工会共通商品券補助金300万円がありますが、前に商工会から要望が出されていたようです。そこでは金額も明示してあって、確か500万円をできればという内容だったようですので、この300万円にしたのはその要望を生かしてと思っておりますが、その金額の設定まで含めてどういう経緯でそうなったかと、それが一つ目。

それから、観光拠点センターについては二人の同僚議員から質問ありましたので一点だけ、今後検討するという事で検討委員メンバーもまだ決まっていなかったのかなとは思いますが、もしこういうメンバーを予定しているというようなことがあったらお答え願いたいと。

三つ目、決算でも聞きましたが、排水路清掃委託料、これ毎年出てくるんですが、固定した場所もあるのではないかと、あるいは新たに出てくる場所もあるようですが、必要だと考えている場所のうちすべてなのかなどなのか、この3点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは最初に、商品券の関係についてお答えいたします。

お話のとおり今回、商工会からの要望がありました。500万円でありました。結局、査定等もあ

りまして 300 万円にしたわけなんですけれども、その理由としましては、当初予算で 300 万円計上しております。そういうこともありまして、当初イコール補正にしたところもあります。といいますのは、7 月 17 日の共通券発売から七日間で完売し、アベノミクス効果による景気の持ち直しの声が聞こえますが、地方経済はまだまだ実感できないという状況でありました。このことから、購買力の地区外流出の防止と地元商工業者の顧客獲得に対する取り組みを支援するために 300 万円を当初予算と同額で今回追加したものであります。

次に、観光拠点センターの検討委員会等のメンバーでありますけれども、これから検討するというところで今のところ未定であります。

次に、排水路清掃委託料は何箇所ですかですけれども、今回 5 ヶ所を考えております。今後冬になりますと、波浪により排水路の閉塞する箇所が仁賀保地区では鈴漁港付近に 2 ヶ所、金浦地区では飛集落周辺に 2 ヶ所、象潟地区は観光協会の裏付近に 1 ヶ所あるということで、全部で 5 ヶ所を考えております。ただ、今年 4 月以降、かなり不安定な天候が続いておりまして、今後も台風等自然災害が想定されますので、水路の堆積状況を見きわめながら 5 ヶ所以外についても適切に対応したいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 86 号の質疑を終わります。

次に、議案第 87 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）についてから議案第 93 号平成 25 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの 7 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 87 号から議案第 93 号までの 7 件の質疑を終わります。

日程第 24、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 77 号の審査のため、議長を除く 18 人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第 25、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 86 号の審査のため、議長を除く 18 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。1 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前11時47分 休憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	洪 谷 憲 夫
生活環境課長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子

農林水産課長	佐藤克之	雇用対策政監兼商工課長	佐々木敏春
観光課長	佐藤均	建設課長	佐藤信夫
スポーツ振興課長	浅利均	文化財保護課長	大坂幸雄
監査委員	佐藤正行		

.....

午前11時47分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に16番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、13番奥山収三委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には16番伊藤知委員を、副委員長には13番奥山収三委員が決定しました。

16番伊藤知委員、13番奥山収三委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午前11時49分 休 憩

午前11時49分 再 開

【一般会計決算特別委員長（伊藤知君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました伊藤です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてをそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午前 11 時 50 分 散 会

.....

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢 知
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	洪 谷 憲 夫

生活環境課長	小松幸一	子育て長寿支援課長	佐藤リサ子
農林水産課長	佐藤克之	雇用対策政監兼商工課長	佐々木敏春
観光課長	佐藤均	建設課長	佐藤信夫
スポーツ振興課長	浅利均	文化財保護課長	大坂幸雄
監査委員	佐藤正行		

.....

午前 11 時 51 分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 18 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 16 番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7 番飯尾明芳委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 16 番伊藤知委員、副委員長には 7 番飯尾明芳委員が決定しました。

16 番伊藤知委員、7 番飯尾明芳委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前 11 時 52 分 休 憩

午前 11 時 52 分 再 開

【一般会計予算特別委員長（伊藤知君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名されました伊藤です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補

正予算（第5号）についてをそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時53分 散 会

.....

午前 11 時 54 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 26、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっている議案第 74 号から議案第 93 号までの 20 件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

次に、陳情第 6 号及び陳情第 7 号については、配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後 11 時 55 分 散 会
